

# 「顕正会長 浅井昭衛の法論が完全決着」と断定!

自ら妙観講に仕掛けた法論で反論不能となったままの浅井



浅井は自らペンを執り妙観講に闇いを仕掛けた  
(写真は『顕正新聞』446号)

御遺命違背の管長に詣う策略団体  
戒壇大御本尊誹謗の羽柴とも結託  
保身と売名、宗内を泳ぎまわる  
その後、特異な戒壇論で理論武装して「天下無敵」と慢心し、多くの創価学会員や法華講員を誑(たぶら)かして入会させ、勢力を拡大し

は、昭和四十九年に日蓮正(いりゆうぎ)団体であるが、

展に伴(ともな)い各所で顕正会と衝突するようになつたのは、昭和五十六年頃から

た。

妙観講において、折伏の進

度であるが、それが活発化したのは昭和六十三年のことで

あつた。顕正会の会員や幹部

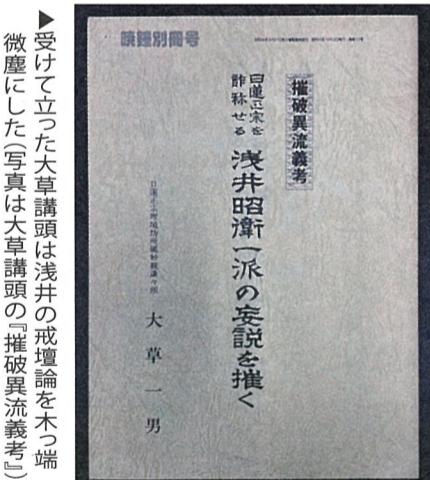
が、戒壇論をテーマとした論争で妙観講員に敗れ、次々と脱会して日蓮正宗に帰伏す

るに及び、黙つていられなく

た。浅井昭衛が、自らペンを執(と)つて、『顕正新聞』四

六号(昭和六十三年九月

二十五日付)一面に「宗内の



受け立った大草講頭は浅井の戒壇論を木づきで破る  
微塵にした(写真は大草講頭の「摧破異流義考」)

## 浅井自ら「顕正新聞」に 誹謗記事を執筆

## 浅井は反論不能に

すると、返答期限を大幅に遅れた平成元年二月になって、浅井は『顕正新聞』四七号(平成元年一月二十五日付)を遅れて発行)紙上に「誑

(二面)

浅井による反論「誑惑正当化のこじつけ理論を破る」(写真は浅井の反論を載せた『顕正新聞』457号)

このほど妙観講では、大草講頭と顕正会長・浅井昭衛との法論が決着したもとのと断定する、と発表した。その趣旨は、かつて、浅井昭衛が自らペンを執(と)つて妙観講に法論を仕掛け、数度にわたって大草講頭との間で応酬が行なわれたものの、途中で浅井が反論不能に陥つて遁走(とんそう)、その後、たびたび大草講頭が法論再開を促してきた

が、ついに浅井が再反駁(はんばく)に及ぶことなく、近年に至つて「妙観講が法論から逃げた」との虚偽の宣伝を繰り返して、過去の汚点を糊塗(こと)しようと企てていることから、ここに浅井が完全敗走して法論が決着したものと認定したものである。

以下、その経緯を事実を挙げてお伝え

# 「先生が出るまでもない」だと?これを敗北というのだ 顕正会員よ、こんな無恥な男をまだ信じるのか!?

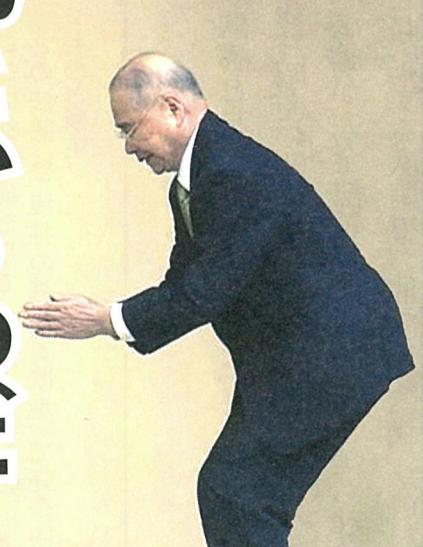
自分で仕掛けた法論から逃避し、部下に「先生が出るまでもない」と言わせる。これではイタチの最後の屁だ(写真は浅井昭衛)



編集人 理境坊所属妙観講  
発行所 晴鐘編集室  
〒167-0042  
東京都杉並区西荻北5-4-3  
TEL 03(5382)7677  
郵便振替口座00190-3-28102

号外

# 顕正会員必読!!

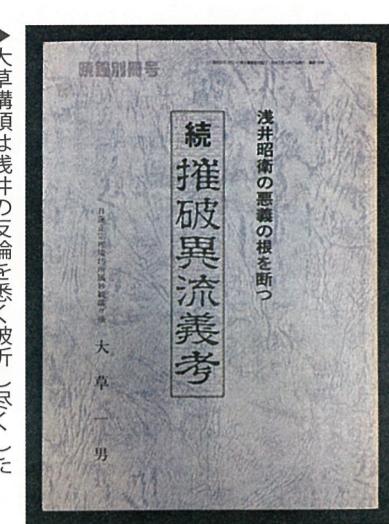


(一面より)

惑(おうわく)正当化のこじつけ理論を破す」なる反論を載せ、反撃に出てきた。浅井はこれによほどの自信があつたらしく、この反論文を「まさに御遺命守護の決定版、ミサイルともいうべきもの」と自讃し、手下らにも「誰人も反論できぬ明快な破折」等

と持ち上げさせたのである。だが、大草講頭は、この「誰も反論できぬ」とかいう人を反論できぬ」とかいうことに入れずに破折を加えた。

## 自らの恥ずべき汚点を糊塗せんとした浅井



▶大草講頭は浅井の反論を悉く破折し尽くした  
(写真は『続・塹破異流義考』)

井は反論不能に陥つて沈黙し、手下らに悪口を並べさせた。自分で逃げてしまつた。そして前出「誑惑正当

すなわち、同年三月、『続・塹破異流義考』を執筆して、浅井の邪義を悉くことごとく破折し尽くし、浅井自慢の「ミサイル」を擊(う)ち落としたのである。

ここに至つて、浅井は反論不能に陥つて沈黙し、手下らに悪口を並べさせた。自分で逃げてしまつた。そして前出「誑惑正当

以上のように、妙観講と顕正会との法論は、そもそも会長の浅井昭衛が自ら仕掛けてきて、これを大草講頭が受け立つた正式な法義論争であり、しかも、紙面を

今さら苦し紛(まぎ)れのゴマカシをしたところで、すでに述べたように、浅井と大草講頭の正式法論は、浅井の反論不能で中断している。それでも大草講頭は、何とか浅井に反論をさせようとして(その意図は、浅井自身に顕正会が邪義であつたことを認めさせ、数多の顕正会員の

仕掛けた法義論争の途中で反論に行き詰まり、以来、三十年以上も沈黙したままなのである。それを、浅井に変わる責任も負えない手下たちである。

このような状態にありながら、昨今、妙観講と顕正会との法論は「浅井先生が出るまでも浅井自身が法論からの逃避と敗北を認めたことに他ならない。そこで念のため、去る九月二十六日、妙観講員が浅井本人を捕獲、「大草講頭と

普通は、このような状況を指して「法論に敗北した」という。だが、卑怯未練(ひきよみれん)な浅井は、頬かむりを続けてきた。

使い数回にわたつて進んでいたのである。そして、浅井がその途中で論に詰まり沈黙してしまつた——、これは、明らかな証拠も残つてゐる動かしがたい事実であり、これこそ、浅井・顕正会がどうしても糊塗(こと)したい不都合な真実なのである。

その後の浅井は、この恥ずべき事実を何とか払拭(ふつ

け)するため、ついに「誑惑正当化のこじつけ理論を破す」中

ついても、三十年以上が経

十五年も経過した平成十六

年になつて、突然、会合の席

上での妙観講指導教師の小

川只道御尊師と大草講頭の

名を挙げて、「これらの悪人

を追放しよう」と会員に呼び

かけ、平成十七年には、日顕

上人猊下に対し、無理な条

件を受けた対決申し入れ書

を送りつけ、相手にされな

かつたことをもつて「日顕上

人が逃げた、大草講頭も逃

がれた」との悪宣伝を行なつ

た。全て、自分が法論から逃

避した事実を糊塗したいが

ためである。

昭和49年 妙信講(顕正会の前身)、日蓮正宗から破門

された。

その中で、顕正会を脱会して日蓮正宗に帰伏

する者が相次ぐ。

昭和63年 妙信講、顕正会に改称。

昭和57年 大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の

こじつけ理論を破す」と題する反論を『顕正新聞』

十二月十三日を期限に回答を求める。

浅井・顕正会の戒壇論の邪義を破折。浅井に対し、

二月十三日を期限に回答を求める。

大草講頭、「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四六号(昭和63年9月25日付)一面に掲載。

浅井「宗内の痴犬『妙観講』の実態」を執筆し(10月13日)、『顕正新聞』四四七号(平成元年1月25日付)実質の発刊は2月に入つてから)に掲載。

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

以来、これに対する浅井からの反論は全く無く、

大草講頭、浅井の反論に対し、『続・塹破異流義考』を執筆(3月)、浅井の邪義を悉く粉碎。

浅井、返答期限を大幅に遅れて「誑惑正当化の